

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 受給要件確認用フローチャート

令和4年度の『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)』を受給しましたか。

はい

給付金を受給できます

令和4年度の受給者に給付します。(申請不要)
令和5年5月29日に振込み。

※今回の給付金の算定対象となる児童は、令和4年度の給付金と同じです。
他に児童を養育している場合は、次に進んでください。

いいえ

はい

令和5年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当の算定対象者は20歳未満の児童)を
養育していますか。
※令和5年3月1日から令和6年2月29日までに出生した児童も含まれます。

はい

上記の児童分について、令和5年度の『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給
付金(「①ひとり親世帯分」または「②ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」)』をまだ
受給していませんか。(※一人の児童について、重複して受給することはできません。)

いいえ

はい

本市に居住しており、以下のいずれかに該当しますか。

- ①令和5年度の市町村民税(均等割)は、非課税ですか。
(養育者が父母の場合は、令和4年分所得の高い方は非課税ですか。)
- ②物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、
市町村民税(均等割)非課税相当の収入となっていますか。

いいえ
(給付の算定対象の児童全員分について、
①②いずれかの給付金を受給した。)

はい

給付金を受給できます

※申請が必要です。

【提出書類】

- ・申請書(様式第3号)
- ・収入(所得)見込額の申立書(様式第4号)
- ・その他必要書類

給付対象外です

- ・給付金の算定対象となる児童がない。
- ・給付金の算定対象となる児童全員分の
給付金を受給済み。
(別の者が受給した場合を含む。)
- ・給付要件に該当しない。

※本フローチャートに該当しない場合は、個別に問合せしてください。